

(写)

諮問第1号

前橋市特別職報酬等審議会 様

令和7年9月24日以降報道されている件に関して、自分自身に対する処分として、市長としての道義的責任を明確にするため、任期満了となる令和10年2月27日までの間、市長の給料を50%減額（期末手当算定及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額についても減額後の額を適用）することについて、前橋市特別職報酬等審議会条例（昭和39年前橋市条例第83号）第2条の規定に基づき、審議会の意見を求めますので、ご審議をお願いいたします。

令和7年11月11日

前橋市長 小 川 晶